

# 大津市補助制度適正化基本方針の概要

## 補助金における基本的事項及び視点

補助金等の交付が、地方自治法第232条の2に規定された「公益上必要である」と客観的に認められるもの

- (例)
- 事業の効果が多数の市民に広く及ぶものか。
  - 公共の利益となるものか。
  - 住民自治、公共の福祉の増進に寄与するものか。
  - 特定の対象者に限定するものだが、シビルミニマム（地方自治体が住民のために備えなければならない必要最低限の生活水準）にあたるものか。



## 補助金活用の方向性

- 1 施策推進のための補助金**  
補助金は、課題や施策目的を実現する手段の一つとして有効であるが、施策推進にあたっては効果が期待できることが必要である。
- 2 効果の見える補助金**  
補助金による効果については、補助事業自体の評価や施策から見た有効性などを通じて検証すべきである。よって、補助事業実施の際には、目的にあった効果が見えることが必要である。
- 3 自主・自立を促す補助金**  
団体等への長期にわたる補助金の交付は、団体の自立や自助努力を損なうだけでなく、事業に対する改善意欲、コスト意識などの低下を招くことも考えられることから、自主・自立を促進させることが必要である。

## 補助基準

### I 補助金全般について

- |   |   |
|---|---|
| 1 補助金の基本的事項、活用の方向性の尊重   | 5 自主・自立の促進<br>(1)実績報告時の精算の実施                      |
| 2 補助金交付目的の明確化<br>交付要綱又は交付基準の作成、公表   | (2)補助対象者による事務手続きの実施                               |
| 3 補助金額の妥当性<br>(1)積算基準等の明確化について<br>積算根拠を示し、予算の範囲内で交付   | (3)自主財源の確保の促進                                     |
| (2)補助対象経費の明確化について<br>公共の利益につながらないものに対し、補助を行わない  | 6 公募提案型補助金の活用                                     |
| (3)補助率等について<br>補助対象経費の1/2以下を基本とする<br>上限額は、積算根拠を示した上で設定<br>上乘せ補助は原則行わない  | 7 その他の補助金適正化<br>(1)交付の制限について<br>市税の納付状況、所得要件などの設定 |
| 4 効果の把握、定期的な見直し<br>(1)終期の設定について<br>①国や県等の制度による補助金<br>国、県等の補助制度に合わせ終了<br>②市単独事業の補助金<br>補助事業の内容により、単年（1年）<br>短期（3年以下）中期（5年以下）<br>長期（10年以下）の区分を設け終期<br>を設定 | (2)利子補給の補助金について                                   |
| (2)少額補助金について<br>妥当性、有効性から個別に判断  | (3)複数の担当課からの補助金について<br>整理及び統合の検討                  |
|   | (4)委託料などへの検討について<br>補助金以外の手法の検討                   |
|   | (5)間接補助の取扱いについて<br>直接補助への検討                       |
|   | (6)激変緩和措置について<br>3年を限度として激変緩和措置を設ける               |

### II 団体運営費補助について

- （設立後間もない団体や補助金の交付なくして自主運営が厳しい団体等が、経済的に自立するまでの一定期間、支援するものに限る）
- 1 団体運営費補助から事業費補助への早期転換
  - 2 補助金交付団体の財務状況の検証と自主自立への促進

事業費補助へ

## 評価と検証／見直し

補助金の効果の把握と補助金適正化を図るための仕組みづくりの検討  
(例) チェックシート、評価シートなどの活用